

令和 7 年 7 月 3 1 日

各障がい福祉サービス事業所等運営法人 御中

島根県健康福祉部障がい福祉課
サービス育成係

「令和 7 年度地域障害児支援体制充実のための ICT 化推進事業」
(障害児支援分野の ICT 導入モデル事業) の国庫補助協議について

平素は、本県の障がい福祉施策の推進につきまして、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

このことについて、事業実施に係る国庫補助協議を行いますので、事業の実施を希望される法人におかれましては、下記により書類の提出をお願いします。

記

1 対象者

障害児通所支援事業所、障害児入所支援事業所、障害児相談支援事業所（ただし、松江市内に所在する施設・事業所は除く。）

2 手続等

（別紙）を参照の上、協議書類をメールで下記の提出先に提出してください。

※様式の手引きや記載例をご確認の上、誤りがないよう作成してください。

3 提出期限

令和 7 年 8 月 8 日（金） 1 7 時

4 提出先

島根県健康福祉部 障がい福祉課 サービス育成係

メールアドレス： syogai-ikusei@pref.shimane.lg.jp

※メールの件名は、「【〇〇〇】 I C T 導入モデル事業協議書」としてください。

〇〇〇には法人名を記載してください。

5 その他

- ・今回の協議は、令和 6 年度予算の繰越分として、令和 7 年度に実施する事業です。県予算の範囲内での事業実施となりますので、上記の書類を提出されたことによって、補助を確約するものではありません。

- ・ 本事業により ICT 機器等を導入した事業者は、客観的かつ定量的な指標に基づいて導入前後を比較の上、導入製品の内容や生産性向上による業務効率化及び職員の業務負担軽減の効果等について報告していただく必要があります。また、その内容を自身のホームページ等で公表する必要があります。
- ・ 該当が無い場合は、提出の必要はありません。
- ・ 県が行う ICT 導入に係る研修会（本研修会への参加が補助要件）の開催時期等については、未定です。別途お知らせしますので、お問合わせはご遠慮ください。

問合せ先：障がい福祉課 サービス育成係 大津

Tel：0852-22-6898 FAX:0852-22-6687

1. 補助対象等

○補助対象

- ①情報端末（タブレット端末・スマートフォン等ハードウェア、インカム）
- ②ソフトウェア（開発の際の開発基盤のみは対象外）
- ③通信環境機器等（W i - F i 、ルーターなど）
- ④保守経費等（クラウドサービス、保守・サポート費、導入設定、導入研修、セキュリティ対策など）

※③、④については、①、②の導入に必要なものに限り対象。

○補助割合

国：1／2、 県：1／4、 事業者1／4

※補助単価は、1施設又は事業所あたり1,000千円が上限

2. 提出書類

○補助事業の実施を希望する法人は、以下3点の協議書類を提出してください。

- 別紙4 障害児支援分野のICT導入モデル事業 事業計画／所要額調書
- 別紙5 障害児支援分野のICT導入モデル事業 積算内訳
- 見積書の写し（複数業者から徴収）（PDFファイル）

※別紙4、別紙5の様式、記載例、実施要綱等の本事業に関する資料は、島根県のホームページに掲載していますので、ご確認ください。

トップ＞医療・福祉＞福祉＞障がい者福祉＞事業者向け

「障害福祉サービス事業所や関係医療機関への情報提供コーナー」の

28 障害福祉分野のICT導入事業

障害福祉分野のICT導入モデル事業

3. 留意事項

- ・経済産業省が実施している「サービス等生産性向上IT導入支援事業」による補助及び厚生労働省が実施している「障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業」により補助を受けたICT導入事業については本事業の対象外です。
- ・過去に同様のICT導入支援補助金（「令和5年度障害福祉分野のICT導入モデル事業」等）により補助を受けて、同種のICT機器等を購入したことがある事業者は、補助の対象となりません。